

「中小企業の会計に関する指針」チェック項目表

【平成20年5月改訂】

(企業名) _____ 殿

事務所名 _____

公認会計士 _____ 税理士 _____ (どちらかを で囲む)

氏名 _____ 印 _____

連絡先 _____

選択適用項目 (選択適用とされている項目について当該事業年度における会計方法の変更があったか) (該当する項目がある場合は当該項目について下に記載)
その他の事項 (下表及び上記以外の項目について「中小企業の会計に関する指針」の適用状況について確認したか) (該当する項目がある場合は当該項目について下に記載)

私は、貴社の平成 年 月 日から平成 年 月 日までの会計期間における計算書類について、その作成に関与し、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所、企業会計基準委員会が公表した「中小企業の会計に関する指針」の全ての項目の適用に関し、次のとおり確認を行いました。

no.	項目	中小企業の会計に関する指針の内容	チェック	チェック欄が×印の場合は、指針に従って処理していない理由を記入
1	金銭債権 貸倒損失 貸倒引当金	・法的に消滅した債権又は回収不能な債権がある場合、これらについて貸倒損失を計上し債権金額から控除したか。 ・取立不能のおそれがある金銭債権がある場合、その取立不能見込額を貸倒引当金として計上したか。		
2	有価証券	・売買目的有価証券がある場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は営業外損益としたか。 ・時価が取得原価より著しく下落し、かつ、回復の見込みがない市場価格のある有価証券(売買目的有価証券を除く。)を保有する場合、これを時価で評価し、評価差額は特別損失に計上したか。 ・その発行会社の財政状態が著しく悪化した市場価格のない株式を保有する場合、これについて相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理したか。		
3	棚卸資産	・棚卸資産の期末における時価が帳簿価額より下落し、かつ、金額的重要性がある場合には、時価をもって貸借対照表価額としたか。		
4	経過勘定	・前払費用と前払金、前受収益と前受金、未払費用と未払金、未収収益と未収金は、それぞれ区別し、適正に処理したか。		
5	固定資産	・減価償却は経営状況により任意に行うことなく、継続して規則的な償却を行ったか。 ・予測することができない減損が生じた固定資産がある場合、相当の減額をしたか。		
6	引当金	・将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上したか。		
7	退職給付債務 退職給付引当金	・確定給付型退職給付制度(退職一時金制度、厚生年金基金、適格退職年金及び確定給付企業年金)を採用している場合は、退職給付引当金を計上したか。 ・中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出型年金制度を採用している場合は、毎期の掛金を費用処理したか。		
8	収益・費用 の計上	・収益及び費用については、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用を計上したか。 ・原則として、収益については実現主義により、費用については発生主義により認識したか。		
9	表示	・「中小企業の会計に関する指針」に拠って表示(注記を含む)を行う。		

(注)「チェック」欄には、当該項目を「中小企業の会計に関する指針」に従って処理している場合は「 」印を、同指針に従って処理していない場合は「×」印を、該当する勘定科目がない場合は「/」(斜線)を記入。